

## 2014年の ILO総会について

上岡 恵子\*



皆さま、こんにちは。ILO駐日代表の上岡です。

まずILO総会の説明に入る前に、ILOについてあまりご存じない方のために、ILOの簡単な説明をさせていただきます。

皆さんは「ディーセント・ワーク」という言葉をご存じでしょうか。ディーセント・ワークとは、働きがいのある人間らしい仕事のことです。ILOは仕事の世界における社会正義を実現するために、「全ての人にディーセント・ワークを」というスローガンを掲げて活動しています。ILOの設立は1919年で、5年後の2019年には100周年を迎える、最も古い国際機関です。1969年にはノーベル平和賞も受賞しています。

仕事に関する社会正義は、法律や基準を策定する政府、仕事を提供する経営者、仕事をする労働者の三者の協力と合意のもとに実現されなければ、持続可能で地に足の着いたものにはなりません。このためILOは加盟国の「政・労・使」で構成されています。現在、185カ国が加盟しており、日本は設立当初からの加盟国です。そして日本の政府、労働者、使用者の代表がILOの理事会の理事も務めています。政府は常任理事です。今次の総会で3年に一度の理事選挙が行われまして、労働側の桜田理事、使用者側の松井理事がともに再選されました。

本部はジュネーブにあり、世界の54カ国に地域事務所、国別事務所などがあり、3,000人近くのスタッフがいます。そのほかに世界80カ国において常に800近い技術協力プロジェクトが行われています。

ILOの主な戦略目標は次の4つです。まず第1は「仕事の創出」。始めに仕事ありきです。第2は「労働の場における人権の保障」。この中でも労働基本権の確保、強制労働の排除、児童労働や差別の撤廃を特に強調しています。第3は「社会的保護の拡充」。第4は「仕事における民主的参加と社会対話の推進」。つまり労使の円滑な対話とパートナーシップを奨励しています。

そして横断的に、これら4つの分野に共通するのがジェンダー平等です。これらの目標達成のため、ILOは国際労働基準の設定と適用、監視、技術協力を活動の大きな柱としています。

国際労働基準とは、全世界の労働者の権利を確保し労働条件を改善するため、ILOが国際的な最低限度の労働基準として定めるものです。ILOの定める国際労働基準には、「条約」と「勧告」という二

---

\* 上岡恵子（かみおか・けいこ）国際労働機関（ILO）駐日事務所 駐日代表。米国ノースカロライナ州立大学にて会計学学士号取得。NPO、外資系銀行東京支店、米国公認会計士事務所ニューヨーク事務所を経て、1989年より国連開発計画（UNDP）に入り、経営管理・財務関連部門のポストを歴任。1998年ILO本部入局。財務会計部長、内部監査監督室室長、ILOアジア太平洋総局次長（管理運営担当）を経て、2012年4月より現職。

つの形式のものがああります。条約は、加盟国がこれを批准することによって、加盟国に対し規定された内容を国内で実施する義務を生じさせるものです。他方、勧告は、批准を必要とせず、条約のような拘束力はありませんが、各国が法律や政策を策定する際の重要な指針として意味を持ちます。

そしてILOは、国際労働基準の加盟国での適用状況につき、監視する仕組みを設けています。加盟国政府は自国での国際労働基準の適用状況についてILOに報告し、これを専門家で構成される委員会が検討します。さらにILO総会において、政労使3者で構成される委員会が検討し、その結果が議長総括としてILO総会で採択され、これに従い加盟国は適用状況の改善に努めることとなります。

それでは今回の第103回総会の概要について、ご説明させていただきます。年に1回の国際労働総会は、政労使の代表たちによってILOの最高意思決定がなされる場所であり、ILOの国会のようなものです。毎年ジュネーブの本部で開かれており、今年の第103回総会は5月28日から6月12日まで開催され、185加盟国のほとんどから4,700人以上の政府、使用者、労働者の代表が参加しました。

総会の冒頭では、ガイ・ライダー事務局長が「公正な移民労働——ILOとしての課題設定」と題した報告書を基に演説を行いました。演説では、増加し続ける移民労働は世界経済に恩恵をもたらす一方で、移民労働者の受け入れに対する受け入れ国政府の消極的態度や、民間仲介者による搾取の結果、移民労働者が極めて弱い立場に置かれ、強制労働や人身取引の危機にさらされている現実が指摘されました。そして、移民労働者の権利尊重や労働条件面での均等待遇確保によるディーセント・ワークの実現を目指した取り組みをILOが主導しなければならないと主張し、政策提案を行いました。

総会ではこの事務局長報告を基に、各国の政労使代表により公正な移民労働実現のための戦略的課題について演説が行われました。今次の総会の主な議題は次の3つです。第1に「強制労働撤廃のための行動の強化」という議題のもと、人身売買などの現代型の強制労働に対する対応について、討議がなされました。討議の結果、強制労働の防止、被害者の保護、補償措置を前進させ、人身売買を撤廃する努力を強化することを目指して、1930年の強制労働条約29号を補足する議定書と勧告が採択されました。

第2に「インフォーマル経済からフォーマル経済への移行」という議題の下で討議が行われました。インフォーマル経済とは、法が及ばない、または実態的に適用されていない労働者や事業体などの経済活動のことです。このテーマについては、来年の第104回総会での勧告採択を目指して、第2次討議を行うことを決定しました。

第3に「雇用の戦略目標」についての議論です。これは2008年に採択された「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」に掲げる4つの柱について、フォローアップを行ったものです。本日のシンポジウムはこの議題に関するもので、日本の政労使の方々などがどのように議論に参加されたのか、お話をいただけることになっています。

以上の討議に加え、今次の総会ではサイドイベントとして「仕事の世界サミット」が行われました。「仕事の世界サミット」では、ルクセンブルグ、メキシコ、フィリピン、チュニジアの労働大臣に加え、労使代表なども参加して、開発を推進する上での仕事の役割について討議が展開され、さらにヨルダンとモンゴルの首相による特別演説も行われました。このほか総会には、アウンサン・スーチー女史やフランシスコ・ローマ法王からも、ILOの児童労働撲滅キャンペーンを支持するメッセージが届けられました。

以上が第103回国際労働総会の概要です。ありがとうございました。（拍手）